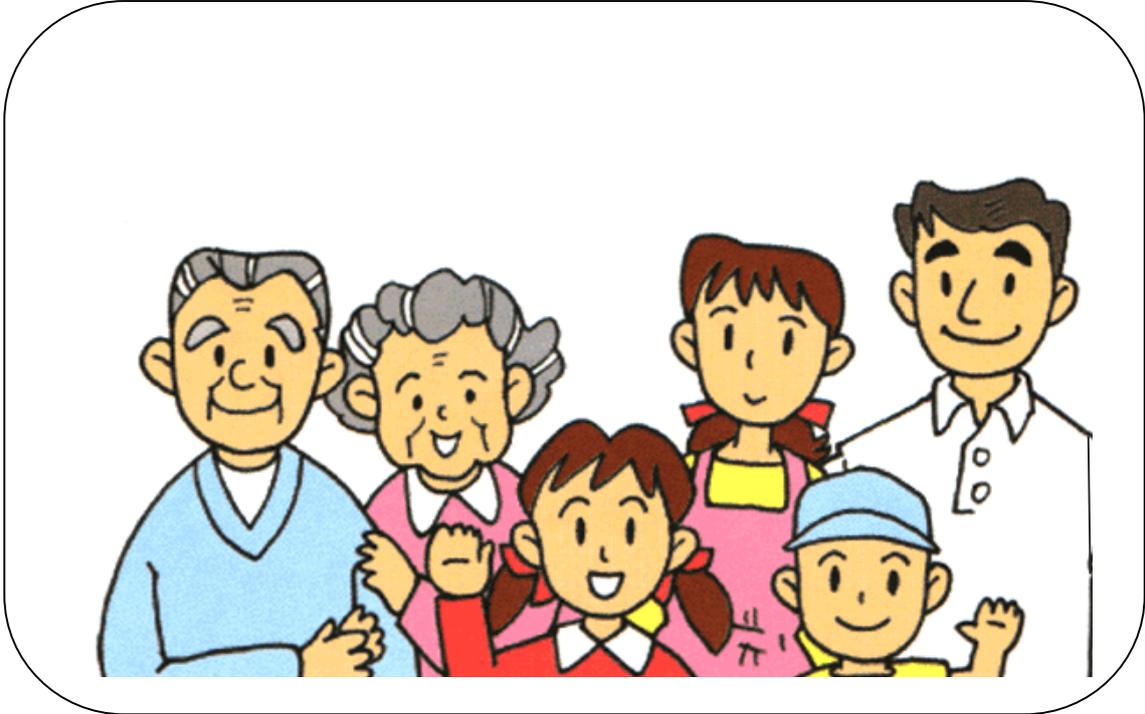


生活保護・しおり、しくみ資料（町村分）

目 次

1. 尾張福祉事務所	1
2. 海部福祉事務所	10
3. 知多福祉事務所	18
4. 西三河福祉事務所	27
5. 新城設楽福祉事務所	29

生活保護のしおり



せいかつ ほご にほんこくけんぽうだい じょうきてい りねんもと せいかつ
生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に

こま かたたい こま じょうきょう ていど おう
困っているすべての方に対して、その困っている状況と程度に応じて

けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしやう いちにち はや じぶん
健康で文化的な最低限度の生活を保障するだけでなく、一日も早く自分

じしん ちから せいかつ てだす もくてき せいど
自身の力で生活できるように手助けをすることを目的とした制度です。

そのためには、ほごう ひと じぶん せいかつ いじ こうじょう
保護を受ける人が自分の生活の維持・向上のために

さいだいげん どりよく ひつやう
最大限の努力をすることが必要です。

ふくしじむしょ ほごう かた じりつ どりよく しえん
福祉事務所は、保護を受けられた方の自立への努力を支援しますので、

いちにち はや せいかつ た なお きたい
一日も早く生活の立て直しをされることを期待します。

ひほごしゃ けんり 被保護者の権利

せいかつ ほごほう さいていげんど せいかつ ほしやう ひほごしゃ けんり あた
生活保護法では最低限度の生活を保障するために、被保護者に権利が与えら
れています。

- ① せいとう りゆう ほごひ へ ほごう
正当な理由なく、保護費を減らされたり保護を受けられなくなることはありません。
- ② ほご しきゆう きんぴん かぜい
保護により支給された金品は、課税されません。
- ③ ほご しきゆう きんぴん また う と けんり さ おさ
保護により支給された金品、又はそれを受け取る権利は差し押えられません。
- ④ けつてい ほご ないやう なつとく あいちけんちじ たい ふふくもうした
決定された保護の内容に納得できないときは、愛知県知事に対して不服申立
てをすることができます。

ひほごしゃ ぎむ 被保護者の義務

せいかつ ほご しはら ひやう こくみん ぜいきん ほご てきせい
生活保護で支払われる費用はすべて国民の税金です。よって、保護を適正に
う 受けていただくために、あなたとあなたのせたいいん ぎむ か
世帯員に義務が課せられます。

- ① ほごひ けいかくてき せいかつ いじ こうじやう つと
保護費を計画的に使い、生活の維持・向上に努めなければならない。
 - ② ふてきせつ ほごひ しよう さ
不適切な保護費の使用（ギャンブル等）は避けなければならない。
 - ③ つぎ ばあい かなら とど
次のことがあった場合には、必ず届けなければならない。
 - ・ しゆうにゆう しゆうしよく てんしよく ねんきん てあて しおくり ぞうよ そうぞく
収入があったとき（就職・転職・年金・手当・仕送り・贈与や相続
 - ・ どうさん ばいきやくきん かりいれきん ほけんきんなど
動産の売却金・借入金・保険金等）
 - ・ せたい にんずう か てんしゆつ てんにゆう しぼう しゆつせい
世帯の人数が変わったとき（転出・転入・死亡・出生）
 - ・ たせいかつ へんか
その他生活に変化があったとき
 - ④ ふくしじむしょ しどう しじ したが
福祉事務所の指導・指示に従わなければならない。
 - ⑤ のうりよく びやうじやう おう はたら
能力・病状に応じて働かななければならない。
- ※ ぎむいはん ばあい ほご へんこう ていし はいし ばあい
義務違反の場合には、保護の変更、停止または廃止する場合があります

せいかつ ほご う 生活保護を受けるために

せいかつ ほご つぎ かつよう のうりよく しさん かつよう せいかつ
生活保護は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用しても生活に

こま ばあい ふそくぶん おぎな はじ てきよう
困る場合に、その不足分を補うために初めて適用されるものです。

① かのうのうりよく かつよう 稼働能力の活用

のうりよく おう しゅうろう つと
能力に応じて就労に努めること。

② しさん かつよう 資産の活用

とち かおく きょじゅうよう のぞく じどうしゃ せいめいほけん よちよきんなど しょぶん せいかつひ
土地・家屋・(居住用を除く)・自動車、生命保険や預貯金等は処分し、生活費
あ
に充てること。

③ ふようのうりよく かつよう 扶養能力の活用

ふようぎむしゃ ふうふ おやこ きょうだいしまい えんじょ せつきよくてき う
扶養義務者(夫婦、親子、兄弟姉妹)の援助は積極的に受けること。

みんぽうじょう ふようぎむ せきにも かた どうふくしじむしょ ふよう
民法上、扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養ができるか
どうかの照会(しょうかい)をします。

④ しゃかいほしょうせいどなど かつよう 社会保障制度等の活用

しょうびょうてあてきん こようほけん かくしゅねんきん じどうふようてあてなど う
傷病手当金や雇用保険、各種年金、児童扶養手当等で、受けられるものはす
べて受けること。

⑤ せたいたんい げんそく 世帯単位の原則

どういつ じゅうきよ きょじゅう せいけい いち もの げんそく どういつせたいいん
同一の住居に居住し生計を一にしている者は、原則として同一世帯員として
ほご しんせい
保護の申請をすること。

⑥ ぼうりよくだんいん 暴力団員でないこと

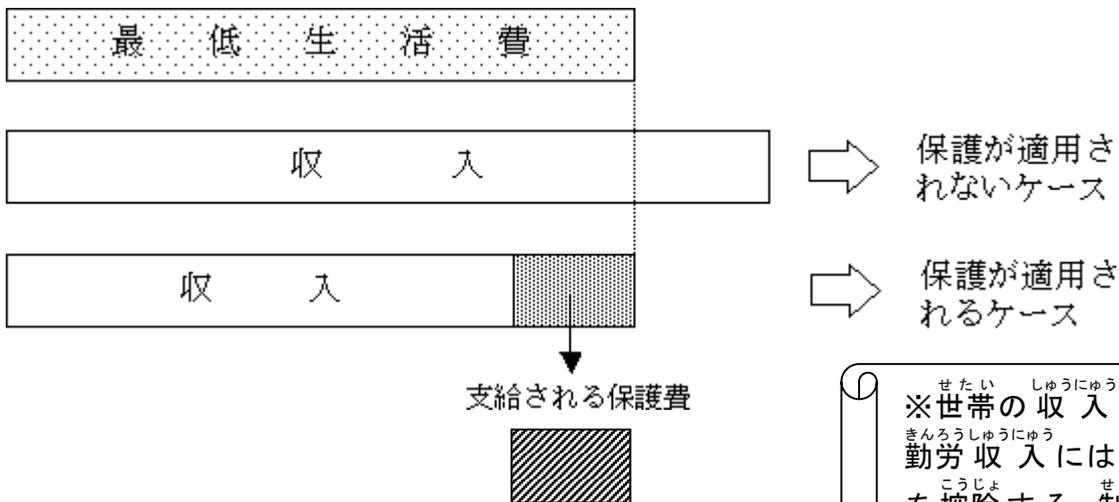
生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。各扶助費は、世帯を単位に支給され、住んでいる地域や家族構成に応じて基準額が異なります。

- ① 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱費などの費用
- ② 住宅扶助 家賃等の住まいの費用(ローンの返済は含まれません。)
- ③ 教育扶助 義務教育(小・中学校)の費用
- ④ 医療扶助 病院・診療所にかかる費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- ⑥ 出産扶助 出産に要する費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校の就学費用、仕事に就くための費用
- ⑧ 葬祭扶助 お葬式の費用

保護費の計算方法

保護費は、その世帯に必要なとされる扶助の基準の合計額(最低生活費)と世帯のすべての収入とを比較し、下図に示す計算方法で算定されます。



はたら 働くことについて

生活保護は自立を目的とした制度なので、自立に向けて能力と病状に応じて働いていただくことになります。

そこで、

- ・働く上で支障のない方には、各自の就職活動に加え、定期的に就労支援員による指導を行います。
- ・病気の方は、病院の医師の判断により、病状に合った就職活動をしていただきます。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって保護費は変更されますが、給与収入と保護費の合計額は最低生活費より増える仕組みになっています。よって、働く努力は生活の向上につながり、決して無駄にはなりません。

びょういん 病院にかかるとき



お薬は「ジェネリック」で
おねがいします

- ・病院（診療所）に行くときは、「健康保険証」の代わりとなる「診療依頼書」が必要になります。「診療依頼書」は、印鑑持参のうえ役場に出向き、所定の手続きをしてください。
- ・生活保護を受けている間は、原則医療費の自己負担はありませんが、収入によっては自己負担が発生する場合があります。また、役場の了解なく勝手に病院（診療所）に受診した場合にも、医療費（10割）を自己負担していただく場合があります。
- ・「診療依頼書」の有効期限は、発行日の月末までです。
- ・健康保険（社会保険等）の資格ができた場合は、すぐに届けてください。

ほごひ へんかん 保護費の返還

さ せま じじょう ありやく せいかつ ほご う
差し迫った事情があったため、資力があるにもかかわらず生活保護を受け
ばあい きゆうふ ほごひ いりようひ ふく へんかん
た場合は、すでに給付された保護費（医療費を含みます。）を返還していただ
ひつよう
く必要があります。

たと つぎ ばあい
例えば、次のような場合です。

- ① しさん ばいきやく
資産を売却したとき
- ② せいめいほけん かいはくへんれいきん ほけんきん う と
生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ かくしゆ ねんきん てあて う と
各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ こうつうじ こ じだんきん ほしょうきんなど う と
交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

じじつ ちが しんせい しゆうにゆう しんこく ふせい ほうほう せいかつ ほご
事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護
う
を受けたときは、保護費の返還のほか、法律により処罰されます。

じどうしゃ 自動車について

せいかつ ほご う あいだ じどうしゃ も うんてん げんそくきんし
生活保護を受けている間は、自動車を持つことや運転することは原則禁止
たにん じどうしゃ か うんてん みと
です。他人の自動車を借りて運転することも認められていません。

げんざいじどうしゃ も かた しょぶん ひつよう
また、現在自動車をお持ちの方は処分していただく必要がありますが、
とくべつ じじょう じどうしゃ ひつよう ばあい たんとういん そうだん
特別な事情により自動車が必要となる場合は、担当員に相談してください。



生活保護を受けている間の心得

「生活保護」は、年金や手当とは違います。精一杯努力しても、最低生活ができないときに初めて最低生活に足りない分だけ「保護」が受けられるという補足性の原理に基づいています。

わがままや勝手なことをして「保護」を受けることはできません。「保護」を受けずに生活できる努力をしてください。また、身内の方から援助を受けられる場合には、積極的に受けてください。

分からないことや困ったときは、近くの民生委員さんや福祉事務所の担当員と相談し、「届出の義務」やそのほかの決められたことを守り、一日も早く自立できるよう努力してください。

よくある質問 Q&A



Q 患っていた病気も完治したのですが、働く気力がわきません。働くとかえって、保護費が減らされるという噂を聞くのですが、本当でしょうか？

A 病気の完治おめでとうございます。確かに病気が治ったばかりでは、すぐに毎日働くことは難しいかもしれませんが、日々すこしずつ頑張ってください。

生活保護の目的は、あなたの自立です。福祉事務所も、あなたを応援していきますので、あなたもご自身の働く能力を活用してください。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって、保護費は変更されますが、最低生活費の合計額は、増える仕組みになっていますので、ご心配は無用です。

なお、あなたに働く能力があるにもかかわらず、活用されない場合、生活保護法第27条の規定に基づいて、福祉事務所がさまざまな指導をすることになっています。

Q 保護を受けていることを人に知られたくないのですが？

A プライバシーに関することは守秘されます。しかし、保護の制度上、民法上あなたの扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養できるかどうかの照会をします。

また、福祉事務所の職員以外に役場職員をはじめ関係する機関や地域の民生委員が保護の実施に関わったり情報を共有する場合がありますので、ご承知ください。

Q 実は、福祉事務所に内緒で、収入を申告せずに働いていたのですが、罰則はあるのでしょうか？

A それは、いけませんね。あなたには収入を申告する義務があります。生活保護法では、第78条で、不正な申告で保護を受けた場合を規定しています。あなたが受けた保護費は、一括で返還していただきます。

また、福祉事務所は法の第29条により、あなたの所得状況等を調査する権限をもっています。

◎ 詳しくは、下記の福祉事務所、または現在お住まいの町役場におたずねください。

● 愛知県尾張福祉相談センター（愛知県尾張福祉事務所）

〒460-0001

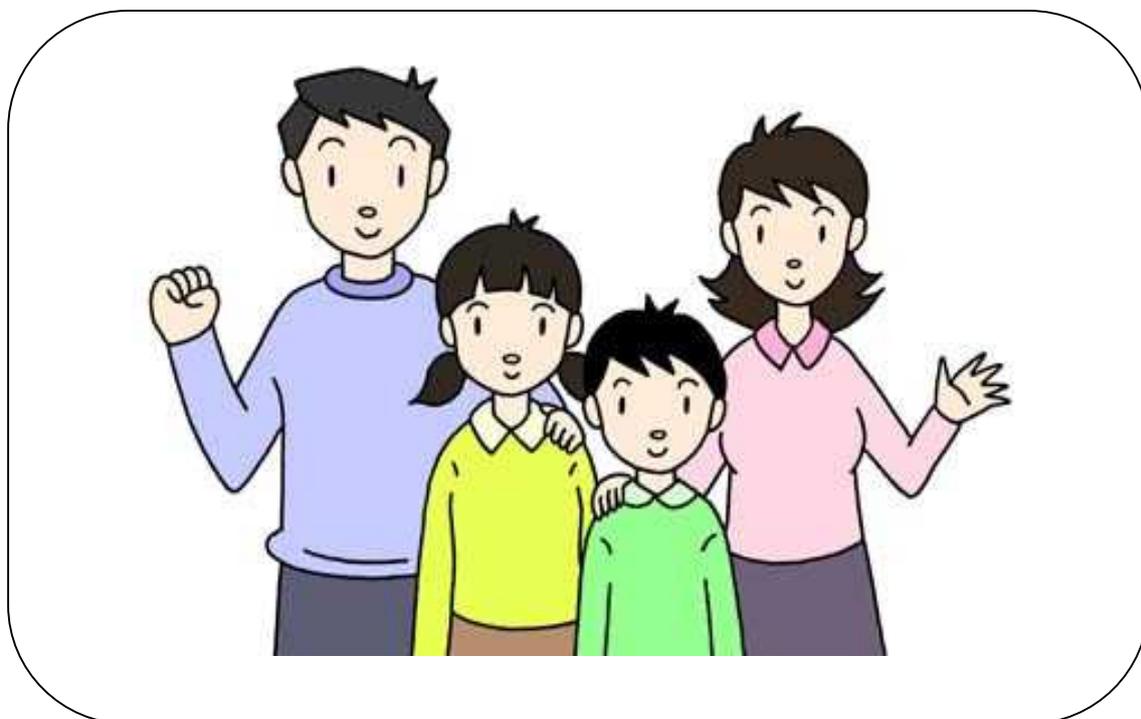
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号

でんわ
電話：052-961-1769



あなたの世帯の担当は
_____です。

せいかつほご 生活保護のしおり



せいかつほご 生活保護について

せいかつほごせいど にほんこくけんほうだい じょうきてい りねんもと せいかつ
生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に
こま にかた さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ じょちょう せいど
困っているすべての方に最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度
です。あいちけんあまふくしじむしょ ひつよう ほご おこ ほごう
です。愛知県海部福祉事務所は、必要な保護を行なうとともに、保護を受
けられた方の自立への努力を全力で支援しますので、あなたも生活の維
じ こうじょう む さいたんげん どりよく
持・向上に向けて最大限の努力をしてください。

ひほごしゃ けんり 被保護者の権利

せいかつ ほごほう さいていげんど せいかつ ほしょう つぎ ひほごしゃ
生活保護法では最低限度の生活を保障するために、次のとおり被保護者に
けんり あた
権利が与えられています。

- ① せいとう りゆう ほごひ へ ほご う
正当な理由なく、保護費を減らされたり保護を受けられなくなることはありません。
- ② ほご しきゅう きんぴん かぜい
保護により支給された金品は、課税されません。
- ③ ほご しきゅう きんぴん う と けんり さ おさ
保護により支給された金品、またはそれを受け取る権利は差し押えられ
ません。
- ④ けつてい ほご ないよう なつとく あいちけんちじ たい ふふく
決定された保護の内容に納得できないときは、愛知県知事に対して不服
もうした
申立てをすることができます。

ひほごしゃ ぎむ 被保護者の義務

せいかつ ほご しはら ひよう こくみん ぜいきん ほご てきせい う
生活保護で支払われる費用はすべて国民の税金です。よって、保護を適正に受
けていただくために、あなたに義務が課せられます。

- ① ほごひ けいかくてき つかい せいかつ いじ こうじょう つと
保護費を計画的に使い、生活の維持・向上に努めなければならない。
- ② ふてきせつ ほごひ しよう ぎゃんぷる など さ
不適切な保護費の使用（ギャンブル等）は避けなければならない。
- ③ つぎ ばあい かなら とど
次のことがあった場合には、必ず届けなければならない。
 - ・ しゅうにゅう しゅうしょく てんしょく ねんきん てあて しおくり ほけんきんなど
収入があったとき（就職・転職・年金・手当・仕送り・保険金等）
 - ・ かぞく にんずう か てんしゅつ てんにゅう しぼう しゅっせい
家族の人数が変わったとき（転出・転入・死亡・出生）
 - ・ たせいかつ へんか
その他生活に変化があったとき
- ④ ふくしじむしょ しどう しじ したが
福祉事務所の指導・指示に従わなければならない。
- ⑤ のうりよく ひょうじょう おう はたら
能力・病状に応じて働かなければならない。

ほご とう ようけん 保護を受けるための要件

い か ようけん み ばあい しんせい きゃっか ほご ていし はいし いた ばあい
以下の要件を満たさない場合は、申請の却下、または保護の停止・廃止に至る場合
がありますので、ご留意ください。

① かとうのうりよく かつよう 稼働能力の活用

のうりよく おう しゅうろう つと
能力にに応じて就労に努めること。

② しさん かつよう 資産の活用

とち かおく きょしゅうよう のぞく せいめいほけんなど しょぶん せいかつひ あ
土地・家屋（居住用を除く）、生命保険等は処分し、生活費に充てること。

③ しゃかいほしょうせいどなど かつよう 社会保障制度等の活用

しょうびょうてあてきん こようほけん かくしゅねんきん じどうふようてあて しゃかいほしょうせいど
傷病手当金や雇用保険、各種年金、児童扶養手当などの社会保障制度は、
ゆうせん う
優先して受けること。

④ ほうりよくだんいん 暴力団員でないこと

⑤ ねんきんたんぽかひつけ りようちゅう 年金担保貸付を利用中でないこと

みうち えんじょ お身内からの援助について

おや こ みんぼうじょう ふようぎむしゃ かた えんじょ
親、子、きょうだいなど、民法上の扶養義務者とされている方からの援助は
せっきょくてき う ひつよう
積極的に受けていただく必要があります。

きんせんてき えんじょ むずか せいしんてき えんじょ ほうもん でんわ めーる てがみ
たとえ金銭的な援助が難しくても、精神的な援助（訪問、電話・メール・手紙、
にゅういんじ みもとひ う つと
入院時の身元引き受けなど）をしてもらえるよう努めてください。

みうち たい ほごかいし こんご えんじょ きたい ほんだん
お身内に対しては、保護開始のときや、今後も援助が期待できると判断した
ばあい ねん かい ふくしじむしょ ふようしょうかいしょ おく かいとう もと
場合は年1回、福祉事務所から「扶養照会書」をお送りし、回答を求めること
としています。

かね もの えんじょ かなら ふくしじむしょ しんこく
なお、お金や物の援助があったときは、必ず福祉事務所へ申告してください。

せいかつ ほご しゅるい 生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。各扶助費は、世帯を単位に支給され、住んでいる地域や家族構成に応じて基準額が異なります。

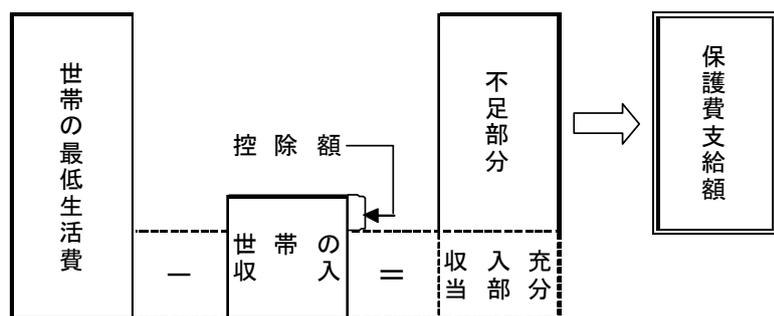
- ① 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用
- ② 住宅扶助 家賃等の住まいの費用(ローンの返済は含まれません。)
- ③ 教育扶助 義務教育(小・中学校)の費用
- ④ 医療扶助 病院・診療所にかかる費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- ⑥ 出産扶助 出産に要する費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校の就学費用、仕事に就くための費用
- ⑧ 葬祭扶助 お葬式の費用

けいさんほうほう 保護費の計算方法

保護費は、その世帯に必要な扶助の基準の合計額(最低生活費)と世帯のすべての収入とを比較し、下図に示す計算方法で算定されます。

生活保護費計算例

最低生活費 - 収入認定額 = 保護費支給額



※世帯の収入のうち、勤労収入には、一定額を控除する制度があります。

はたら 働くことについて

生活保護は自立を目的とした制度なので、自立に向けて能力と病状に応じて働いていただくこととなります。

そこで、

- 働く上で支障のない方には、各自の就職活動に加え、定期的に就労支援員による指導を行います。
- 病気の方は、病院の医師の判断により、病状に合った就職活動をしていただきます。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって保護費は減額されますが、給与収入と保護費の合計額は増える仕組みになっています。よって、働く努力は生活の向上につながり、決して無駄にはなりません。

いりょうきかん じゅしん 医療機関を受診するとき

- 「健康保険証」の代わりとなる「診療依頼書」が必要となりますので、役場に出向き、所定の手続きのうえ交付を受けてください。
- 生活保護を受けている間は、原則として医療費の自己負担はありませんが、収入が基準額を超えると一部負担金が発生します。
- 福祉事務所や役場の事前の了解なく勝手に医療機関を受診すると、医療費全額を自己負担していただく場合があります。
- 生活保護受給者の医療費が年々増加しています。薬については、原則として、値段が安くて効き目は同じである「ジェネリック医薬品」を使ってください。



お薬は「ジェネリック」で
おねがいします♡♡

ほごひ へんかん 保護費の返還

さ せま しじょう しりょく せいかつ ほご う
差し迫った事情があったため、資力があるにもかかわらず生活保護を受け
た場合は、すでに給付された保護費（医療費を含みます。）を返還していただ
く必要があります。例えば、次のような場合です。

- ① しさん ばいきゃく
資産を売却したとき
- ② せいめいほけん かいやくへんれいきん ほけんきん う と
生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ かくしゆ ねんきん てあて う と
各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ こうつうじこ じだんきん ほしょうきんなど う と
交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

じじつ ちが しんせい しゅうにゅう しんこく ふせい ほうほう せいかつほご
事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護
を受けたときは、保護費の返還のほか、法律により処罰されます。

じどうしゃ 自動車について

せいかつほご う あいだ じどうしゃ しょゆう うんてん げんそく
生活保護を受けている間は、自動車を所有することや運転することは原則
禁止です。他人の自動車を借りて運転することも認められていません。

また、現在自動車をお持ちの方は処分（下記【注】参照）していただく必要
がありますが、特別な事情により自動車が必要となる場合は、担当員に相談し
てください。

【注】 お金がなく解体処分ができない場合は、とりあえずナンバープレートを外す

てつづ いちじまっしょうとうろく
手続き（一時抹消登録）をしてください。（解体処分や一時抹消登録の費用は生活

ほご せわ せいかつひ ねんしゅつ
保護ではお世話できません。生活費をやりくりして捻出してください。）

ぎゃく ばいきゃくえき ばあい ふくしじむしょ しんこく ひつよう
逆に、売却益があった場合は福祉事務所に申告が必要です。

◎ 詳しくは、下記の福祉事務所、または現在お住まいの町 村 役場におたずねください。

◆ **愛知県海部福祉事務所**

〒496-8535

つしましにしやなぎはらちょう1-14
津島市西柳原町1-14

あいちけん あま そうごうちょうしゃ かい
愛知県海部総合庁舎3階

でんわ
電話：0567-24-2135（直通）

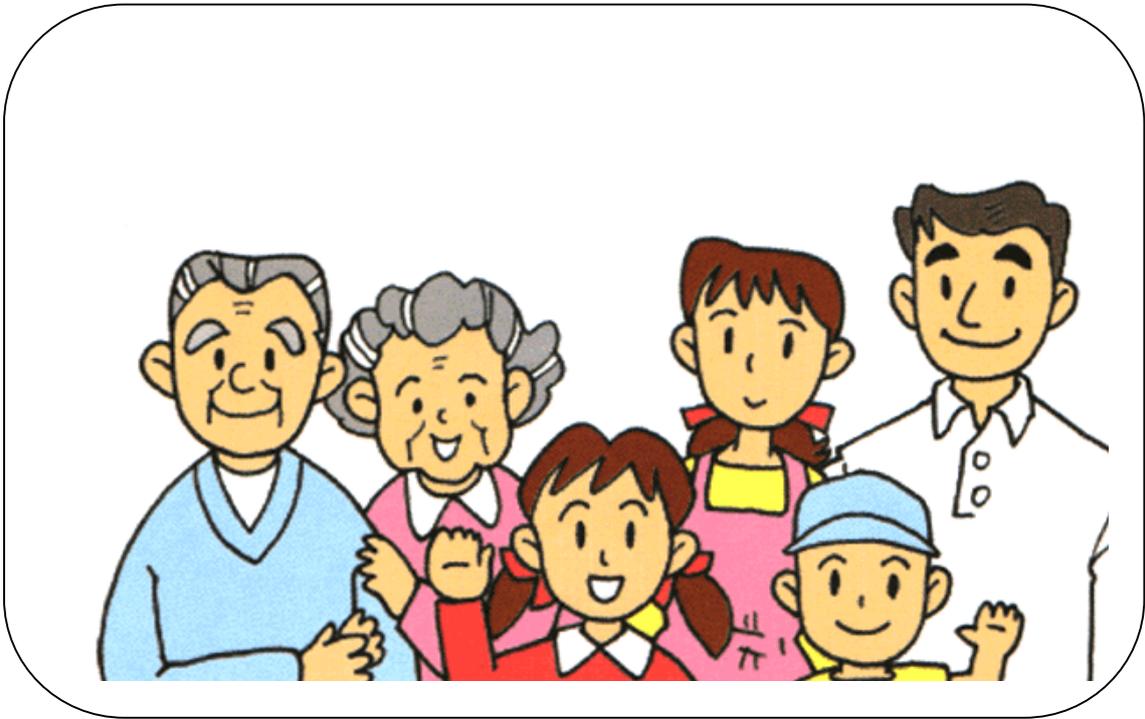
ファックス
FAX：0567-24-2229

あなたの世帯の担当は
_____です。

◆ **各町 村 役場**

やくばめい 役 場 名	しよざいち 所 在 地	でんわ 電 話
おおはるちょうやくば 大 治 町 役 場	490-1192 あまぐんおおはるちょうましまおおもんにし 海部郡大治町馬島大門西1-1	052-444-2711
かにえちょうやくば 蟹 江 町 役 場	497-8601 あまぐんかにえちょうがくと 海部郡蟹江町学戸3-1	0567-95-1111
とびしまむらやくば 飛 島 村 役 場	490-1436 あまぐんとびしまむらたけのこう 海部郡飛島村竹之郷3-1	0567-52-1231

生活保護のしおり



生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に
困っているすべての方に対して、その困っている状況と程度に応じて
健康で文化的な最低限度の生活を保障するだけでなく、一日も早く自分
自身の力で生活できるように手助けをすることを目的とした制度です。

そのためには、保護を受ける人が自分の生活の維持・向上のために
最大限の努力をすることが必要です。

福祉事務所は、保護を受けられた方の自立への努力を支援しますので、
一日も早く生活の立て直しをされることを期待します。

ひほごしゃ けんり 被保護者の権利

せいかつ ほごほう さいていげんど せいかつ ほしやう ひほごしゃ けんり あた
生活保護法では最低限度の生活を保障するために、被保護者に権利が与えら
れています。

- ① せいとう りゆう ほごひ へ ほごう
正当な理由なく、保護費を減らされたり保護を受けられなくなることはありません。
- ② ほご しきゆう きんぴん かぜい
保護により支給された金品は、課税されません。
- ③ ほご しきゆう きんぴん また う と けんり さ おさ
保護により支給された金品、又はそれを受け取る権利は差し押えられません。
- ④ けつてい ほご ないやう なつとく あいちけんちじ たい ふふくもうした
決定された保護の内容に納得できないときは、愛知県知事に対して不服申立
てをすることができます。

ひほごしゃ ぎむ 被保護者の義務

せいかつ ほご しはら ひやう こくみん ぜいきん ほご てきせい う
生活保護で支払われる費用はすべて国民の税金です。よって、保護を適正に受
けていただくために、あなたとあなたのせたいいん ぎむ か
世帯員に義務が課せられます。

- ① ほごひ けいかくてき せいかつ いじ こうじやう つと
保護費を計画的に使い、生活の維持・向上に努めなければならない。
- ② ふてきせつ ほごひ しやう さ
不適切な保護費の使用（ギャンブル等）は避けなければならない。
- ③ つぎ ばあい かなら とど
次のことがあった場合には、必ず届けなければならない。
 - ・ しゆうにゆう しゆうしよく てんしよく ねんきん てあて しおくり ほけんきんなど
収入があったとき（就職・転職・年金・手当・仕送り・保険金等）
 - ・ せたい にんずう か てんしゆつ てんにゆう しぼう しゆつせい
世帯の人数が変わったとき（転出・転入・死亡・出生）
 - ・ たせいかつ へんか
その他生活に変化があったとき
- ④ ふくしじむしよ しどう しじ したが
福祉事務所の指導・指示に従わなければならない。
- ⑤ のうりよく びやうじやう おう はたら
能力・病状に応じて働かななければならない。

※ ぎむいはん ばあい ほご へんこう ていし はいし ばあい
義務違反の場合には、保護の変更、停止または廃止する場合があります。

せいかつ ほご う 生活保護を受けるために

せいかつ ほご つぎ かつよう のうりよく しさん かつよう せいかつ
生活保護は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用しても生活に
こま ばあい ふそくぶん おぎな はじ てきよう
困る場合に、その不足分を補うために初めて適用されるものです。

① かどうのうりよく かつよう 稼働能力の活用

のうりよく おう しゅうろう つと
能力に応じて就労に努めること。

② しさん かつよう 資産の活用

とち かおく きょじゅうよう のぞく じどうしゃ せいめいほけん よちよきんなど しょぶん せいかつひ
土地・家屋・(居住用を除く)・自動車、生命保険や預貯金等は処分し、生活費
あ
に充てること。

③ ふようのうりよく かつよう 扶養能力の活用

ふようぎむしゃ ふうふ おやこ きょうだいしまい えんじょ せつきよくてき う
扶養義務者(夫婦、親子、兄弟姉妹)の援助は積極的に受けること。

みんぽうじょう ふようぎむ せきんに も かた どうふくしじむしょ ふよう
民法上、扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養ができるか
どうかの照会(しょうかい)をします。

④ しゃかいほしょうせいどなど かつよう 社会保障制度等の活用

しょうびょうてあてきん こようほけん かくしゅねんきん じどうふようてあてなど う
傷病手当金や雇用保険、各種年金、児童扶養手当等で、受けられるものはす
べて受けること。

⑤ せたいたんい げんそく 世帯単位の原則

どういつ じゅうきよ きょじゅう せいけい いち もの げんそく どういつせたいいん
同一の住居に居住し生計を一にしている者は、原則として同一世帯員として
ほご しんせい
保護の申請(しんせい)をすること。

⑥ ほうりよくだんいん 暴力団員でないこと

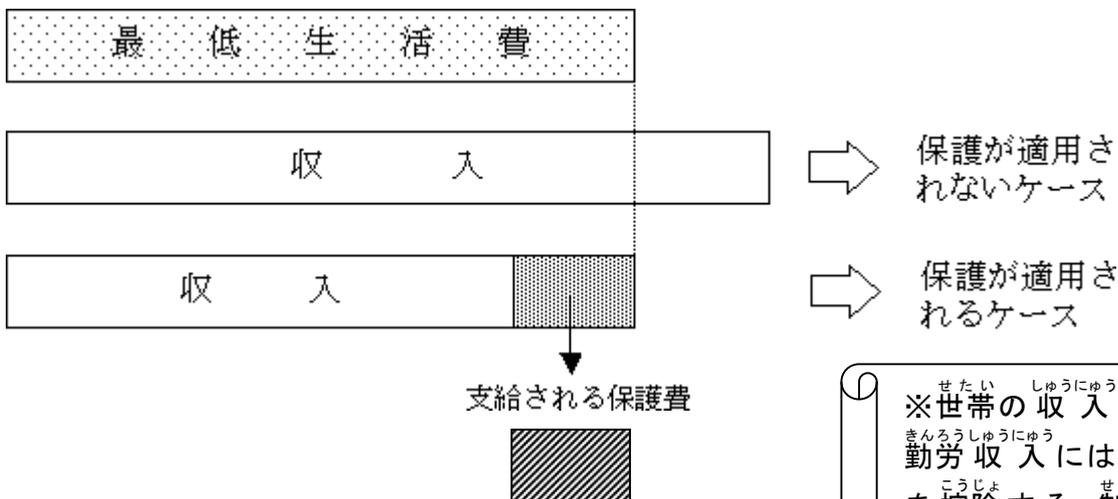
生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。各扶助費は、世帯を単位に支給され、住んでいる地域や家族構成に応じて基準額が異なります。

- ① 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱費などの費用
- ② 住宅扶助 家賃等の住まいの費用（共益費・ローンの返済は含まれません。）
- ③ 教育扶助 義務教育（小・中学校）の費用
- ④ 医療扶助 病院・診療所にかかる費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- ⑥ 出産扶助 出産に要する費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校の就学費用、仕事に就くための費用
- ⑧ 葬祭扶助 お葬式の費用

保護費の計算方法

保護費は、その世帯に必要なとされる扶助の基準の合計額（最低生活費）と世帯のすべての収入とを比較し、下図に示す計算方法で算定されます。



はたら 働くことについて

生活保護は自立を目的とした制度なので、自立に向けて能力と病状に応じて働いていただくことになります。

そこで、

- ・働く上で支障のない方には、各自の就職活動に加え、定期的に就労支援員による指導を行います。
- ・病気の方は、病院の医師の判断により、病状に合った就職活動をしていただきます。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって保護費は変更されますが、給与収入と保護費の合計額は最低生活費より増える仕組みになっています。よって、働く努力は生活の向上につながり、決して無駄にはなりません。

びょういん 病院にかかるとき



お薬は「ジェネリック」で
おねがいします

- ・病院（診療所）に行くときは、「健康保険証」の代わりとなる「診療依頼書」が必要になります。「診療依頼書」は、印鑑持参のうえ役場に出向き、所定の手続きをしてください。
- ・生活保護を受けている間は、原則医療費の自己負担はありませんが、収入によっては自己負担が発生する場合があります。また、役場の了解なく勝手に病院（診療所）に受診した場合にも、医療費（10割）を自己負担していただく場合があります。
- ・「診療依頼書」の有効期限は、発行日の月末までです。
- ・健康保険（社会保険等）の資格ができた場合は、すぐに届けてください。

ほごひ へんかん 保護費の返還

さ せま じじょう ありよく せいかつ ほご う
差し迫った事情があったため、資力があるにもかかわらず生活保護を受け
ばあい きゆうふ ほごひ いりようひ ふく へんかん
た場合は、すでに給付された保護費（医療費を含みます。）を返還していただ
ひつよう
く必要があります。

たと つぎ ばあい
例えば、次のような場合です。

- ① しさん ばいきやく
資産を売却したとき
- ② せいめいほけん かいはくへんれいきん ほけんきん う と
生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ かくしゆ ねんきん てあて う と
各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ こうつうじ こ じだんきん ほしょうきんなど う と
交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

じじつ ちが しんせい しゆうにゆう しんこく ふせい ほうほう せいかつ ほご
事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護
う
を受けたときは、保護費の返還のほか、法律により処罰されます。

じどうしゃ 自動車について

せいかつ ほご う あいだ じどうしゃ も うんてん げんそくきんし
生活保護を受けている間は、自動車を持つことや運転することは原則禁止
たにん じどうしゃ か うんてん みと
です。他人の自動車を借りて運転することも認められていません。

げんざいじどうしゃ も かた しょぶん ひつよう
また、現在自動車をお持ちの方は処分していただく必要がありますが、
とくべつ じじょう じどうしゃ ひつよう ばあい たんとういん そうだん
特別な事情により自動車が必要となる場合は、担当員に相談してください。



生活保護を受けている間の心得

「生活保護」は、年金や手当とは違います。精一杯努力しても、最低生活ができないときに初めて最低生活に足りない分だけ「保護」が受けられるという補足性の原理に基づいています。

わがままや勝手なことをして「保護」を受けることはできません。

「保護」を受けずに生活できる努力をしてください。また、身内の方から援助を受けられる場合には、積極的に受けてください。

分からないことや困ったときは、近くの民生委員さんや福祉事務所の担当員と相談し、「届出の義務」やそのほかの決められたことを守り、一日も早く自立できるよう努力してください。

よくある質問 Q&A



Q 思っていた病気も完治したのですが、働く気力がわきません。働くとかえって、保護費が減らされるという噂を聞くのですが、本当でしょうか？

A 病気の完治おめでとうございます。確かに病気が治ったばかりでは、すぐに毎日働くことは難しいかもしれませんが、日々すこしずつ頑張ってください。

生活保護の目的は、あなたの自立です。福祉事務所も、あなたを応援していきますので、あなたもご自身の働く能力を活用してください。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって、保護費は変更されますが、最低生活費の合計額は、増える仕組みになっていますので、ご心配は無用です。

なお、あなたに働く能力があるにもかかわらず、活用されない場合、生活保護法第27条の規定に基づいて、福祉事務所がさまざまな指導をすることになっています。

Q 保護を受けていることを人に知られたくないのですが？

A プライバシーに関することは守秘されます。しかし、保護の制度上、民法上あなたの扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養できるかどうかの照会をします。

また、福祉事務所の職員以外に役場職員をはじめ関係する機関や地域の民生委員が保護の実施に関わったり情報を共有する場合がありますので、ご承知ください。

Q 実は、福祉事務所に内緒で、収入を申告せずに働いていたのですが、罰則はあるのでしょうか？

A それは、いけませんね。あなたには収入を申告する義務があります。生活保護法では、第78条で、不正な申告で保護を受けた場合を規定しています。あなたが受けた保護費は、一括で返還していただきます。

また、福祉事務所は法の第29条により、あなたの所得状況等を調査する権限をもっています。

◎ 詳しくは、下記の福祉事務所、または現在お住まいの町役場におたずねください。

● 愛知県知多福祉相談センター（愛知県知多福祉事務所）

〒475-0902

愛知県半田市宮路町 1-1

でんわ
電話：0569-31-0121



あなたの世帯の担当は
_____です。

よくある質問 Q & A

Q. 患っていた病気も完治したのですが、働く気力がわきません。働くとかえって、保護費が減らされるという噂を聞くのですが、本当でしょうか？

A. 病気の完治おめでとうございます。確かに病気が治ったばかりでは、すぐに毎日働くことは難しいかもしれませんが、日々少しずつ頑張ってください。

生活保護法の目的は、あなたの自立です。福祉事務所も、あなたを応援していきますので、あなたもご自身の働く能力を活用してください。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって、保護費は減額されますが、給与収入と保護費の合計額は、増える仕組みになっていますので、心配は無用です。

なお、あなたに働く能力があるにもかかわらず、活用されない場合、生活保護法第27条の規定に基づいて、福祉事務所がさまざまな指導をすることになっています。

Q. 保護を受けていることを人に知られたくないのですが？

A. プライバシーに関することは守秘されます。しかし、保護の制度上、民法上あなたの扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養できるかどうかの照会をします。

また、福祉事務所の職員以外に役場の職員と地域の民生委員が保護の実施に関わりますので、ご承知ください。

Q. 実は、福祉事務所に内緒で、収入を申告せずに働いていたのですが、罰則はあるのでしょうか？

A. それは、いけませんね。あなたには収入を申告する義務があります。生活保護法では、第78条で、不正な申告で保護を受けた場合を規定しています。あなたが受けた保護費は、一括で返還していただきます。

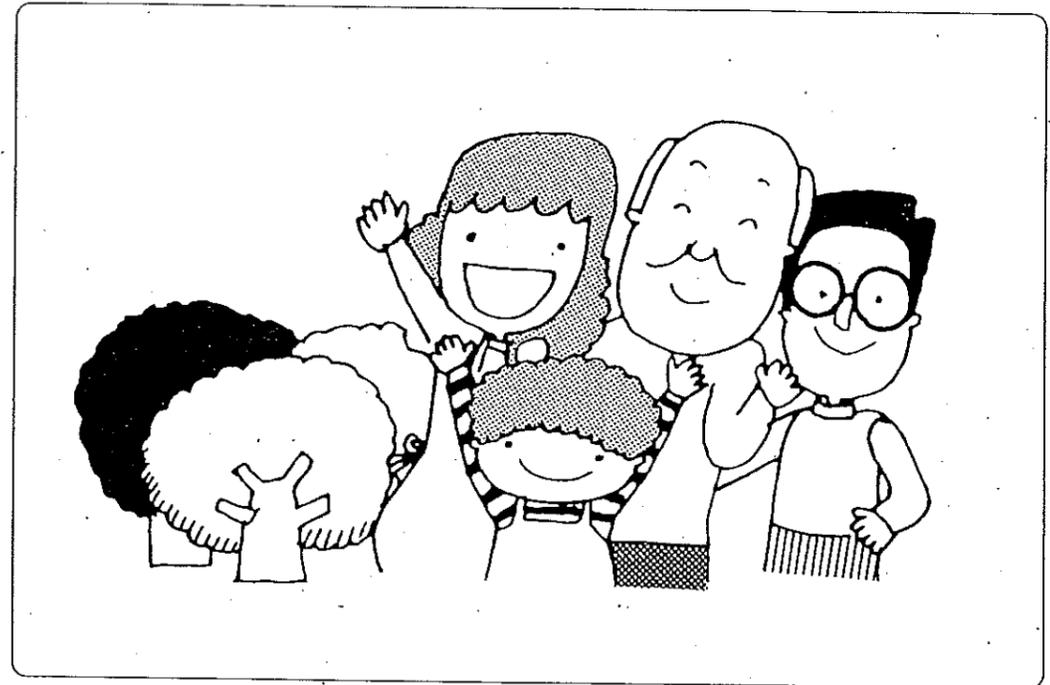
また、福祉事務所は法の第29条により、あなたの所得状況を調査する権限をもっています。

◎ 詳しくは、現在お住まいの幸田町役場福祉課（0564-63-5112）か、下記の県福祉事務所（西三河福祉相談センター地域福祉課）にお尋ねください。

名称	電話	所在地	郵便番号
西三河福祉事務所	0564-27-2718	岡崎市明大寺本町1-4	444-0860

生活保護のしおり

——— 生活保護を受けられた方に ———



生活保護を受けられる上で大切なことが書いてありますので、必ずこのしおりを読んでください。

県福祉事務所は、町(村)役場などの関係機関と連携を取りながら、あなたの世帯を支援します。ケースワーカーの家庭訪問時はもちろんのこと、何かあればいつでも県福祉事務所に出掛けられ、遠慮なくご相談ください。

生活保護法の2つの柱

生活保護法は、次の二つの目的をもっています。

- ① 最低限度の生活の保障
- ② 保護を受けられている方の自立

県福祉事務所は、保護の必要な方には必要な保護を行うとともに、自立に向けた最大限の努力をしていただくという姿勢で、法の目的達成のため全力で取り組んで参ります。

保護を受けられた方（被保護者）には、「権利」がある一方、「義務」が課せられていますので、この点をよく理解して、生活の維持・向上に努めてください。

※ 義務違反の場合には、保護を変更、停止又は廃止する場合があります。

被保護者の権利は

- ① 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ② 保護により支給された金品は、課税されません。
- ③ 保護により支給された金品、又はそれを受け取る権利は、差し押さえられません。
- ④ 決定された保護の内容に納得できないときは、愛知県知事に対して不服申立てをすることができます。

被保護者の義務は

- ① 生活上の義務
 - ・ 能力に応じて働くこと。
 - ・ 保護費を計画的に使い、生活の維持、向上に努めること。
 - ・ 病気のために働けない方は、お医者さまの指示にしたがって、一日も早く治すよう努力すること。
- ② 届出の義務
 - ・ 家族の人数が変わったとき（転出・転入・死亡・出生）
 - ・ 収入が増えたとき、減ったとき（就職・転職・年金・手当・仕送り）
- ③ 福祉事務所の指導等に従う義務
- ④ 福祉事務所の検診命令に従う義務

病気になったとき

- ① 「国民健康保険証」をお持ちの方は、役場に返してください。
- ② 今までは、病院（診療所）に「健康保険証」を提示していましたが、代わりに、福祉事務所が発行する「診療依頼書」が必要になります。「診療依頼書」は、印鑑持参のうえ役場に出向き、所定の手続きをしてもらってください。役場の了解なく、病院（診療所）に受診することはできません。
- ③ 「診療依頼書」の有効期限は、発行日の月末までです。
- ④ 国民健康保険以外の健康保険の資格ができた場合は、すぐに届けてください。

保護費を受け取るには

- ① 毎月はじめに役場で支給されます。支給の日時は、役場から前もって連絡がありますので、印鑑を持ってお出掛けください。
- ② 長期に入院している場合などで、役場に出掛けられないときは、銀行口座振込みもできます。担当のケース・ワーカーに相談してください。

保護費の返還

差し迫った事情があったため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、すでに給付された保護費（医療費を含みます。）を返還していただく必要があります。

例えば、次のような場合です。

- ① 資産を売却したとき
- ② 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ 交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費の返還のほか、法律により処罰されます。

生活保護のしおり

——— 生活保護を受けられた方に ———



生活保護を受けられる上で大切なことが書いてありますので、必ずこのしおりを読んでください。

福祉事務所は、町村役場などの関係機関と連携を取りながら、あなたの世帯を支援します。

ケースワーカーの家庭訪問時はもちろんのこと、何かあれば福祉事務所に遠慮なくご相談ください。

あいちけんしんしろしたらふくしじむしょ
愛知県新城設楽福祉事務所

あいちけんしんしろしたらふくしそつだん したらちゆうざい
(愛知県新城設楽福祉相談センター 設楽駐在)

たんとうちいき したらちよう とうえいちよう とよねむら
担当地域： 設楽町、東栄町、豊根村

生活保護法の2つの柱

生活保護法は、次の二つの目的をもっています。

- ① 最低限度の生活の保障
- ② 保護を受けられている方の自立

福祉事務所は、保護の必要な方には必要な保護と支援を行うとともに、自立に向けた最大限の努力をしていただくという姿勢で、法の目的達成のため全力で取り組んで参ります。

保護を受けられた方（被保護者）には、「権利」がある一方、「義務」が課せられていますので、この点をよく理解して、生活の維持・向上に努めてください。

義務違反があった場合は、保護を変更、停止又は廃止する場合があります。

被保護者の権利は

- ① 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ② 保護により支給された金品は、課税されません。
- ③ 保護により支給された金品、またはそれを受け取る権利は、差し押さえられません。
- ④ 決定された保護の内容に納得できないときは、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

被保護者の義務は

- ① 生活上の義務
 - ・ 能力に応じて働くこと。
 - ・ 病気のために働けない方は、医師の指示にしたがって、一日も早く治すよう努力すること。
 - ・ 保護費を計画的に使い、生活の維持、向上に努めること。

最低生活費（収入＋保護費）の範囲内で生活してください。

【借金について】 保護費の計算上、借金は収入とみなし、保護費は減額されます。その上で借金の返済をすると生活できなくなりますので、借金はしないでください。教育資金などやむを得ない事情がある場合は、事前に相談してください。
- ② 届出の義務
 - ・ 家族の人数が変わったとき（転出・転入・死亡・出生）
 - ・ 収入が増えたとき、減ったとき（就職・転職・年金・手当・仕送り等）
- ③ 福祉事務所の指導等に従う義務
- ④ 福祉事務所の検診命令に従う義務

病気になったとき

- ① 「国民健康保険証」をお持ちの方は、町村役場に返してください。
- ② 病院（診療所）では「健康保険証」の代わりに、「診療依頼書」を提示して受診することになります。
- ③ 「診療依頼書」は、印鑑持参のうえ町村役場に出向き、所定の手続きをして、受け取ってください。
町村役場の了解なく、病院（診療所）に受診することはできません。
「診療依頼書」の有効期限は、発行日からその月の月末までです。
- ④ 急病で受診前に町村役場へ出向くことができないときは、町村役場に電話で連絡してください。また病院（診療所）窓口では、生活保護を受けていることを伝えてください。
- ⑤ 国民健康保険以外の健康保険の資格を得た場合は、すぐに町村役場または福祉事務所に連絡してください。

保護費の受け取り

- ① 毎月平日の初日に金融機関口座に振り込まれます。
保護開始時や、振込先の口座を変更したいときは、福祉事務所に届出をしてください。
- ② 口座振込みの利用が難しい事情がある場合は、担当のケースワーカーに相談してください。

保護費の返還

差し迫った事情があったため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合は、資力を生活費にあてることが可能となったときに（現金化）、すでに受け取った保護費（医療費・介護費を含みます。）を返還していただきます。

例えば、次のような場合です。

- ① 資産を売却したとき
- ② 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ 交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費の返還のほか、法律により処罰されます。

よくある質問 Q & A

Q. 患っていた病気も完治したのですが、働く気力がわきません。働くとかえって、保護費が減らされるという噂を聞くのですが、本当でしょうか？

A. 保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって、保護費は減額されますが、給与収入と保護費の合計額は、増える仕組みになっていますので、心配は無用です。

なお、あなたに働く能力があるにもかかわらず、活用されない場合、生活保護法第27条の規定に基づいて、福祉事務所がさまざまな指導をすることになっています。

生活保護法の目的は、あなたの自立です。確かに病気が治ったばかりでは、すぐに毎日働くことは難しいかもしれませんが、福祉事務所もあなたを応援していきますので、あなたもご自身の働く能力を活用してください。

Q. 生活保護を受けていることを人に知られたくないのですが？

A. プライバシーに関する秘密は守られます。しかし、生活保護の制度として、民法上あなたの扶養義務の責任がある方には、当福祉事務所から扶養できるかどうかの照会をします。

また、福祉事務所の職員以外に役場の職員と民生委員が保護の実施に関わりますので、ご承知ください。

Q. 福祉事務所に内緒で、収入を申告せずに働いていたのですが、罰則はあるでしょうか？

A. あなたには収入を申告する義務があります。生活保護法第78条で、不正な方法で生活保護を受けた場合を規定しており、あなたが受けた保護費（医療費・介護費含む）は、一括で返還していただきます。その際、返還額に40%以内の加算ができることになっています。

また、福祉事務所は生活保護法第29条により、あなたの収入等の状況を調査する権限をもっています。

Q. 生活保護受給中に自動車を持つことはできますか？

A. 原則、自動車を持つことはできません。また日常的に借りて使用することもできません。

ただし、障害者の通勤用など、例外的に認められる場合があります。特別な事情がある場合はご相談ください。

◎ 詳しくは、お住まいの町村役場または愛知県新城設楽福祉事務所（愛知県新城設楽福祉相談センター設楽駐在）にお尋ねください。

◆北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）を管轄する福祉事務所

名 称	電 話	所 在 地	郵便番号
愛知県新城設楽福祉事務所 (新城設楽福祉相談センター設楽駐在)	0536-63-0070	設楽町田口字川原田6-18	441-2301

◆町村役場

名 称	電 話	所 在 地	郵便番号
設楽町役場町民課	0536-62-0519	設楽町田口字辻前14	441-2301
東栄町役場住民福祉課	0536-76-0503	東栄町大字本郷字上前畑25	449-0292
豊根村役場住民課	0536-85-1311	豊根村下黒川字蕨平2	440-0403

生活保護のしくみ

生活にお困りの方に



このリーフレットは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

生活にお困りの方は、町村役場の福祉担当課あるいは新城設楽福祉事務所（新城設楽福祉相談センター）に遠慮なくご相談ください。

お聞きした内容についての秘密は絶対に守ります。

生活に困っている方がこの制度を利用され、一日も早く生活を立て直されることを期待しています。

あいちけんしんしるしたらふくしじむしょ
愛知県新城設楽福祉事務所

あいちけんしんしるしたらふくしじょうだん したらちゆうざい
(愛知県新城設楽福祉相談センター 設楽駐在)

たんとうちいき したらちよう どうえいちよう とよねむら
担当地域： 設楽町、東栄町、豊根村

生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条の理念に基づき、生活保護法で定められた制度です。国が生活に困っている方に対して、経済面を中心に援助し、健康で文化的な生活を保障するとともに、自分の力で生活の立て直しができるように手助けするものです。

生活保護制度は、法律で国民の権利として定められていますので、できる限りの努力をしても生活に困っている場合は、国で定めた条件を満たせば誰でも保護を受けることができます。

保護を受けるための要件

生活保護は、年金や給与などの収入が、世帯ごとに決められる「最低生活費」（国が決める基準額）より少なく、以下の能力・資産・制度等を活用しても生活を維持できない方（世帯）が対象になります。

○ 稼働能力の活用

能力に応じて就労に努めることが必要です。

○ 資産の活用

自動車、土地・家屋（居住用を除く）、生命保険（貯蓄的なもの）等は処分し、生活費に充てることになります。

○ 社会保障制度等の活用

生活保護制度以外の制度で、受けられるものがあれば、生活保護より優先して活用していただきます。

例：年金、児童扶養手当などの各種手当、社会保険、高額療養費助成制度、福祉医療、各種減免制度、貸付制度 など

○ 扶養能力の活用

民法上の扶養義務者（※）の援助を受けることができる場合は受けてください。

※ 夫婦、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫 など

世帯単位の原則について

生活保護は、世帯単位とすることを原則としています。

同じ家に住み、生計を同じくする場合は同一世帯員となり、世帯全員が保護を受けることになります。世帯の一部の人のみ保護を受けることはできません。

ただし、例外（世帯分離）がありますので、ご相談ください。

生活保護の種類

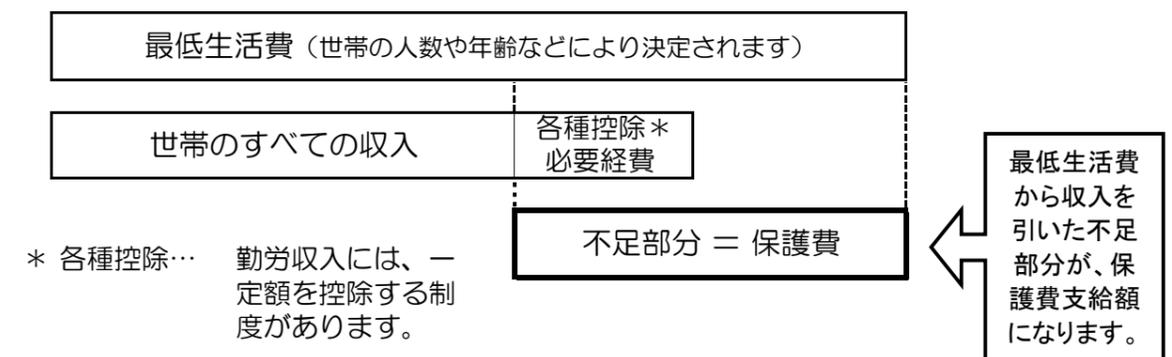
生活保護には、次の8種類の扶助があり、保護費は厚生労働大臣が定める基準によって世帯単位に支給されます。

- ① 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用
- ② 住宅扶助 家賃などの住まいの費用（ローンの返済は含まれません。）
- ③ 教育扶助 義務教育（小・中学校）の費用
- ④ 医療扶助 病院・診療所にかかる費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- ⑥ 出産扶助 出産に要する費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校の就学費用、手に職をつけたり、仕事につくための費用
- ⑧ 葬祭扶助 お葬式の費用

※ ①、②、⑧は住んでいる地域や家族構成に応じて基準額は異なります。

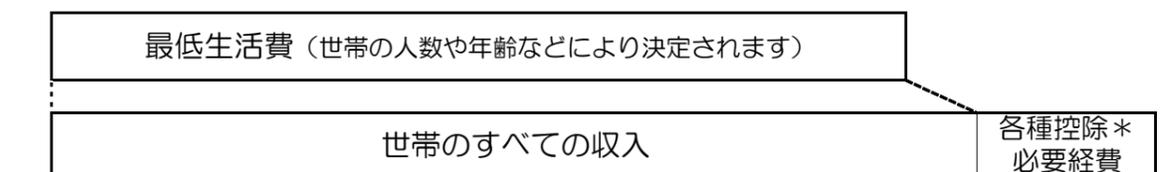
保護費の計算方法

保護費は、その世帯に必要とされる扶助の基準の合計額（最低生活費）と世帯のすべての収入とを比較し、下図に示す計算方法で算定されます。



★ 生活保護を受けることができない場合 ★

世帯のすべての収入が最低生活費を上回り、保護費を支給できない場合は、保護は受けられません。



生活保護を受けるには

生活保護は、次のような手続きで決定されます。

相 談

～ 生活に困ったら、まずは相談 ～

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、町村役場又は新城設楽福祉事務所に相談してください。生活状況や資産状況など確認させていただきながら、制度について説明します。

来所・電話相談の他、担当者がご自宅に訪問する相談もできます。

申 請

～ 意思があればどなたでも ～

生活に困っている本人、家族、または扶養義務者が、町村役場の福祉担当課、又は新城設楽福祉事務所で申請してください。

調 査

～ 保護の決定のためには調査が必要です ～

申請があると、福祉事務所の職員（ケースワーカーといいます。）が次のような調査をします。

- ・ 家庭訪問による面接調査
- ・ 役場で戸籍、健康保険・年金加入歴等の調査
- ・ 扶養義務者に対する扶養能力調査
- ・ 金融機関に対する預貯金調査
- ・ 雇用先に対する就労状況調査
- ・ 医療機関に対する病状調査

決 定

調査に基づき、保護が必要かどうかを福祉事務所長が決定します。

通 知

保護が決定されると、申請の日から14日以内（遅くても30日以内）に申請された方に文書で通知します。保護が受けられない場合（却下の場合）も通知します。

決定の内容に不服がある場合には、愛知県知事に対して審査請求ができます。

◎ 詳しくは、お住まいの町村役場または愛知県新城設楽福祉事務所（愛知県新城設楽福祉相談センター設楽駐在）にお尋ねください。

◆北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)を管轄する福祉事務所

名 称	電 話	所 在 地	郵便番号
愛知県新城設楽福祉事務所 (新城設楽福祉相談センター設楽駐在)	0536-63-0070	設楽町田口字川原田6-18	441-2301

◆町村役場

名 称	電 話	所 在 地	郵便番号
設楽町役場町民課	0536-62-0519	設楽町田口字辻前14	441-2301
東栄町役場住民福祉課	0536-76-0503	東栄町大字本郷字上前畑25	449-0292
豊根村役場住民課	0536-85-1311	豊根村下黒川字蕨平2	440-0403